

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

NO BASE~PEACE~命  
昨年、高江支援行動の際、ヘリパッド前のテントにかざらせてもらった第9次横田訴訟原告団副団長が作ったものです。



## 静かな空をもとめて

# ”結審・判決”を強固な団結のもとでむかえよう！

原告団団長 大野 芳一

原告のみなさん、新年明けましておめでとうございます。

提訴から丸4年、精魂込めて闘ってきた第2次新横田訴訟は、今年3月、一審の全ての審理を終え、数ヶ月後に判決を迎えることとなります。

全国の米軍・自衛隊基地周辺で36000人もの原告が軍用機の騒音、墜落・落下物の危険等を除去し平和で静かな生活を営めるよう求めて裁判で闘っています。私たちもその一員として勝訴判決を目指してきました。

ところが昨年、運動の先陣を切ってきた第四次厚木爆音訴訟の最高裁判決があり、地裁、高裁が相次いで認めてきた「自衛隊機の飛行差し止め」「損害賠償の将来請求認容」の判決を破棄棄却されました。

他方、「過去の損害賠償請求」については、第1次普天間爆音訴訟判決で従来の賠償額を上回る額を認容し、その後の第四次厚木爆音訴訟、

岩国爆音訴訟、第2次普天間訴訟と賠償額増額判決が続いており、その流れは止まっていません。

私たち基地周辺住民の切なる「飛行差し止め」の願いは、「国防優先」政策を押し進める安倍政権におもねった最高裁によって司法の門を閉ざされました。このことは、沖縄辺野古の新基地建設、高江のヘリパッド建設強行と軌を一にしており、基地周辺住民はもとより国民、県民の民意に背くものです。

私たちが裁判で被害解決を訴えてきたことは、理が通っており、国民の理解と支持を得られる要件が備わっています。そのためには何よりも原告の団結と全国の仲間との連帯を強化し、粘り強く運動を継続させることです。

みなさん、今年も展望をしっかりと持って国と対峙し、司法反動の動きを封じ勝利判決を獲得しましょう。

# 判決の年を迎えるにあたって

弁護団団長 関島 保雄



新年あけましておめでとうございます。

横田基地の米軍機の騒音被害をなくし静かな夜を取り戻す為に、国に対し米軍機の飛行差止と損害賠償を求める私達の裁判が3月1日に結審します。年内には判決を迎えるもの

と考えられます。第2次新横田基地公害訴訟は平成25年3月26日に東京地裁立川支部に提訴して以来4年目で結審を迎えることになりました。この間原告団の皆様には陳述書の作成、原告本人尋問、裁判傍聴、現場検証と大変ご苦労をお掛けしました。ようやく結審判決という年を迎えることとなりますが、私達の要求が判決で実現するよう最後まで頑張りたいと思います

この間、横田基地はこれまでの中継輸送基地から戦闘訓練基地へと著しく変貌し、落下傘部隊の降下訓練が頻繁に行われています。さらに今年にはオスプレイが常駐するという事で特殊作戦部隊の出撃基地になろうとしています。オスプレイは昨年12月13日に沖縄県名護市沖で墜落するなど危険性が高く、人口密集地である横田基地周辺では多くの市民が墜落の不安に怯えています。このように横田基地の飛行騒音は訓練基地、出撃基地化するなかで益々増大しています。米軍機の飛行差し止めと将来請求を含む賠償請求を判決で認めさせることが益々重要となっています。

近年横田基地と同様に米軍機や自衛隊機の飛行差止めと損害賠償を求めている他の基地の裁判では多くの前進がありました。普天間基地訴訟では平成28年11月の判決で飛行差止め請求は認めませんでした。損害賠償金額は過去の横田基地で認められた金額の倍以上を認めました。また厚木基地訴訟では平成27年7月の

控訴審判決は、初めて自衛隊機の夜間飛行の差止めを認めると共に、損害賠償について将来の賠償も認める画期的な判決でした。この厚木基地の控訴審判決は平成28年12月の最高裁判決で破棄されてしまい飛行差止め請求及び将来の賠償請求は認められませんでした。基地の騒音被害を無くそうとする闘いは一步一步前進してきていることは確かです。

私達の闘いが、裁判で勝利を獲得し内容的にも前進させるためにも、判決に向けて原告団と弁護団のさらなる団結をお願いする次第です。

**公害被害者総行動を共にしている  
全国公害患者の会から年賀状が**

## 明けましておめでとうございます

昨年は、私どもの運動にご協力いただき大変ありがとうございました。毎年公害総行動には全国各地から患者が参加し、被害の訴えを行っています。私たちは今ある公害補償制度を守るとともに、全国のぜん息等に苦しむ患者を救うため、新たな救済制度の創設をめざして10月から国に向けた署名、議員連盟の構築などに取り組んでいます。

この運動は短期集中して年内9月には国会要請行動を行い、国による制度の創設を目指すつもりです。皆様には、前回の新たな救済制度を求める署名は28万筆を超えるご協力をいただきました。今回は短期間で10万筆を目指しています。大きなご支援をお願いいたします。

今年は昨年にもまして何かとお願いにあがりませんが、よろしく願いいたします。

2017年元旦  
全国公害患者の会連合会



# 自治体首長から励ましのメッセージ

## 昭島市



新年明けましておめでとうございます。

騒音被害のない静かで安全な生活環境の実現を目指し、日夜御活躍されている貴団に対しまして、深く敬意を表します。

平成25年に提訴されました、第2次新横田基地公害訴訟も、本年1月18日には17回目の口頭弁論が開かれ、3月には結審を迎えると伺っております。貴団の皆様の御努力が実を結びますよう切に願っております。

昭島市といたしましても、引き続き市民の皆様様の安全と生活環境を守る立場から、東京都や周辺市町とも連携を密にして、騒音被害の解消に向け関係機関に要請を行うなど、鋭意努力をしております。

年頭にあたり、貴団の所期の目的達成と団員の皆様様の御健勝を御祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成29年1月

昭島市長 臼井伸介

## 瑞穂町



明けましておめでとうございます。航空機騒音のない静かな生活環境の実現に、ご尽力されている貴訴訟団に心から敬意を表します。

瑞穂町は滑走路の延長上にあるため、昭和20年の米軍進駐以来、住民は飛行する航空機の騒音や事故発生の危険性に日夜悩まされているように、基地の存在は町の発展に大きな障害となっています。当町では、議会をはじめ、東京都や基地周辺5市と連携し、航空機騒音をはじめとした基地に起因する諸問題の解決に向け、米軍や防衛省などの関係機関へ訴えています。本年も引き続き関係機関に対して粘り強く働きかけて参ります。

皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成29年1月

瑞穂町長 石塚幸右衛門

## 日野市



新年あけましておめでとうございます。  
日野市では、平和が市民生活の基本であるとの理念のもとに、「核兵器廃絶・平和都市宣言」をし、平成26年からは、平和首長会議にも参加し、平和世界の恒久平和を祈ってきました。  
横田基地に飛来する航空機の飛行路直下の自治体として、横田基地の航空機騒音被害をなくし、静かで安全な生活環境を実現するために第2次新横田基地公害訴訟に参加される皆様の「静かな空をもとめて」の切実な願いが実現されることを願っております。  
皆様方のご活躍に期待して、新年の挨拶とさせていただきます。

平成29年1月

日野市長 大坪冬彦

メッセージ

## 福生市



新しい年の門出に当たり、横田基地の航空機等による騒音被害を軽減し、静かな生活環境の実現に向けて活動されている第2次新横田基地公害訴訟原告団の皆様に対し、心より敬意を表します。

本訴訟は、平成25年3月26日に東京地方裁判所立川支部に提訴されてから16回の口頭弁論を経ており、本年1月18日には第17回口頭弁論が開かれると聞いております。

今後、様々な活動を通じて、貴団の目的が達成できますよう、祈念申し上げます。

福生市では、市民の生活環境の安全と安心を守る立場から、正月三が日や受験シーズンの飛行停止、市内上空での低空飛行や夜間・早朝の飛行自粛、CV-22オスプレイの横田基地配備計画に関する迅速かつ正確な情報提供等について、国や米軍に対し、強く要請しております。

今後につきましても、東京都や横田基地周辺市町と連携し、航空機騒音等の基地に起因する諸問題の解決に向け、国や米軍に対し、粘り強く要請してまいります。

皆様様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成29年1月

福生市長 加藤育男

# 厚木爆音訴訟最高裁判決

**自衛隊機の運行は高度の公共性とし、  
基地周辺住民の被害に向き合わず**

昨年12月8日、最高裁で第四次厚木爆音訴訟の判決が下されました（厚木基地最高裁判決）。厚木基地爆音訴訟を巡っては、一審横浜地裁と二審東京高裁は、自衛隊機の飛行差止めと将来の賠償請求を一部容認していました。しかし、最高裁はこの一審、二審の判決を覆し、飛行差止めと将来請求のいずれも認めませんでした。

厚木基地最高裁判決は、自衛隊機の飛行差止めについて、基地周辺住民は睡眠妨害、聴取妨害、精神的作業の妨害、不快感、健康被害への不安を始めとする精神的苦痛を反復継続的に受けており、その程度は軽視し難いとして、過去の損害賠償のように事後的に救済されるだけでは足りず、行政訴訟上の差止請求の対象となることを認めました。

今まで、各地の基地訴訟の最高裁判決では、飛行差止請求を門前払いして請求を認めるかどうか実際の中身については判断してきませんでした。今回の厚木基地最高裁判決は、自衛隊機についての差止請求を実際に認めるかどうか中身の判断を行うとしたのであり、ここはこれまでの裁判から前進した点でした。

ところが、厚木基地最高裁判決は、差止請求を実際に認めるかどうかの判断において、自衛隊機の運航が、我が国のいわゆる安全保障にかかわる内外の情勢や騒音被害の性質等の諸般の

事情を総合的に考慮してなされる高度の政策的、専門的技術的な判断であるとして、防衛大臣の広範な裁量を認めてしまいました。そして、自衛隊機の運航は、我が国の平和と安全、国民の生命、身体、財産等の保護の観点から極めて重要な役割を果たしており、高度の公共性、公益性があるなどとして、防衛大臣の裁量権の逸脱や濫用はなく、差止請求は認められないとしました。将来にわたる損害賠償請求も却下されてしまいました。

厚木基地最高裁判決は、文面上は住民の被害は軽視できないと述べながら、自衛隊の安全保障上の役割や公共性を過度に重視して、実質的に住民の被害から目を背けたものと言わざるを得ません。そして、厚木基地周辺住民の人たちも下を向いて立ち止まってはいません。騒音被害を子どもや孫の世代に引き継ぎたくない、第5次訴訟を提起すべく準備を開始しています。今回の最高裁判決が、私たちの裁判を審理している裁判官の判断に影響を与える恐れもあります。現在作成している最終準備書面でも厚木基地最高裁判決を批判するとともに、原告の被害の実態を裁判官に訴え、被害に向き合わせることを何よりも大事になってきます。今後とも原告団・弁護団、力を合わせて頑張りましょう。

【 弁護団 小林 善亮 】



右の写真は報告集会であいさつする第四次厚木爆音訴訟原告団長 金子豊貴男氏。司法が行政に屈した『屈辱的な歴史に残る判決』となった。原告だけでなく、日本中から「最高裁は死んだ」「戦前と同じ時代がまたやってきた」との怒りの声が聞こえてきました。（第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース、金子氏のあいさつより）

# 全国公害被害者総行動 公害被害者団体合同旗開き

公害被害者団体合同旗びらきが1月13日、都内の会場で行われ、原告団からは大野団長、中島副団長と清水事務局長が、弁護団からは関島弁護士と中杉弁護士が参加しました。全国からは約140人もの参加がありました。

この旗開きでは、全国各地で訴訟などを闘っている団体から決意が述べられ、運動のひろがりを交流しました。

建設アスベスト訴訟は今年2月の北海道を初めとして、全国で次々と判決が予定されている事に触れ、「今年は正念場」との発言がありました。

全国で四つの裁判に取り組んでいるノーモアミナマタ訴訟も全面勝利を目指す決意が語られ

ました。

全国公害患者の会は医療費助成を求める署名10万筆を集めるとの決意が述べられました。

第2次新横田からは清水事務局長が「CVオスプレイの横田基地配備撤回」を求めて闘うと強く訴えました。



福島原発被害 原告団・弁護団の方々

## 2017年度総行動 日程と目標

総行動実行委員会は、昨年11月20、21日と合宿をし、2016年の運動の総括を行いました。この総括を基に本年1月13日、第1回実行委員会を行い、今年の総行動の骨格と内容を討議し以下の点を確認致しました。

### (1) 総行動の日程

第1日 6月7日(木)

11:00より 環境大臣交渉、省庁交渉

18:00より 公害被害者総決起集会

第2日 6月8日(金)

8:30より 早朝宣伝、省庁交渉

### (2) 「国民署名」の取り組み

全体の署名目標：5万筆以上

(各団体は目標設定して取り組む)

### (3) カンパ、協力金等により財政強化を図る

社会・政治情勢が厳しい状況のもと、今年アスベスト、原発事故、基地騒音訴訟はいずれも結審・判決をむかえます。その他水俣、有明、大気等々も運動上極めて重要な局面を迎えており、なお一層運動の強化、連携を求められています。

私たち第2次新横田基地公害訴訟もこのことを念頭に今年も頑張りましょう。

【原告団団長 大野 芳一】

# 夜間 空中給油訓練で オスプレイ 沖縄で墜落事故 危険なオスプレイは日本のどこにもいない!

名護市東海岸への12月13日のMV-22オスプレイ墜落事故。起こるべきして起こった事故だ。

米海兵隊は報道発表文で、「キャンプシュワブ沿岸の浅瀬に着水した」と発表し、防衛省も「不時着水」との表現を使っている。しかし現場の海岸浅瀬に横たわっている事故機を見ると、真っ二つに機体が折れて大破し、回転翼も飛び散って原形をとどめていない。制御不能で、墜落したとしか考えられない状態だ。

日本政府は米軍に対して「原因究明、十分な情報提供、安全が確認されるまでの飛行停止」を申し入れたが、米軍側の「機体に問題ない」の回答であっさりと12月19日には飛行再開を認めてしまった。私たち原告団は直後の12月16日政府に宛てて、この事故に対する抗議と要請を行い、「原因究明を日本政府が主体的に行うこと」と要請文書を送りつけたが、一団体の言い分などは無視された。

この間の私たちのたび重ねての要請に対し、政府は「オスプレイは安全であり、同機の配備

はわが国の安全保障にとって意味のあるものだ。」と言ってきた。今回の大事故後もこの態度を変えようとはしていない。

「機体に問題ない」どころか、オスプレイの構造設計自体と、オスプレイが固定翼モード（通常の飛行モード）で空中給油を行うこと、しかも夜間に空中給油を行うことがきわめて危険な行為であり大問題なのは明らかだ。

さて、今年2017年はMV-22オスプレイよりさらに危険な訓練を行う特殊作戦機CV-22オスプレイが横田基地に強行配備されようとしているが、同様の事故を起こしたら、一体どこに不時着するつもりなのだろうか？ 日本政府は米軍との連携強化の前に、基地周辺や飛行訓練直下に住む人々が安心して暮らせるよう考えてもらいたい。

CV22は横田を拠点として、訓練を全国に広げようとしているが、今こそ沖縄と連帯して「危険なオスプレイは日本のどこにもいない！」と大きく声を上げていこう。



右の写真は時事通信社、左は琉球新報から引用した  
海岸の岩場から数十メートル先の浅瀬に大破したオスプレイが無残に横たわっている。機体が折れ、回転翼も飛び散って原形をとどめていない。多数の部品が周辺に散らばり、米兵が黒いゴムボートで、散乱した部品などを回収している。

# オスプレイ墜落事故に関連して 政府に要求書送付

12月13日MV-22オスプレイが沖縄県名護市沖で墜落、大破した事故の直後、12月16日に原告団は在日米軍司令官と内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長に宛てて抗議と要求書を送りました。(下は政府宛の文書)

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
外務大臣 岸田 文雄 殿  
防衛大臣 稲田 朋美 殿  
北関東防衛局長 平井 啓友 殿

2016年12月16日

12月13日21時30分頃、普天間基地所属のMV-22オスプレイが名護市沖に墜落した。また同日、機体の不具合で別のMV-22オスプレイが普天間基地に胴体着陸事故を起こしていることが判明し不安全性を露呈している。このたびの墜落事故が、海上でなく私たちが暮らす住宅の上空で起きたものであれば、さらに大惨事を引き起こしたことはいうまでもない。

私たちは、普天間基地にMV-22が配備された2012年から、その飛行の危険性を繰り返し指摘し事故が起きることを危惧していた。それにもかかわらず、2014年からは横田基地にも同機が飛来するようになり、2015年には同型機のCV-22の配備が接受国通報される状況の中、私たちは、これ以上の騒音と危険が増加することに、さらに強い反対を表明していた。

航空機の事故は大惨事となることが多く、一度であっても起きてはならない。オスプレイは試験飛行段階から事故による多くの犠牲者を出していたが、運用後も何度も犠牲者を出している。近くでは、本年10月26日に米本土メリーランド州の軍事基地で着陸失敗の事故があったばかりである。

ところで、横田基地に飛来したMV-22については、この2年半の間に機体に何らかのトラブルが起きた様子が3~4回あったように思える。これらについては米軍や日本政府から何の発表もないが、なかなか離陸できない様子から故障が起きたことが推定できるものだった。このように、この間の事故や飛来したオスプレイのトラブルの頻度からは、オスプレイは欠陥機であると言わざるを得ない。

私たち軍事基地のそばに暮らす住民は、危険と隣り合わせであることを痛感しているが、去る12月7日に四国沖に墜落した岩国基地所属のF/A-18が12月3日に横田基地に飛来した機体であったことから、もその思いを再確認したばかりである。事故機のMV-22が横田基地に飛来したことのある機体であったかどうかは不明だが、オスプレイの事故によって巻き添えを食いたくないのが偽らざる心境である。以上のことから、私たちは、日本政府が、在日米軍に対し以下の措置をとるよう要求いたします。

## 記

1. MV-22の日本国内での運用を禁止させること。
2. 1の要求に応えられない場合は、今回の事故やこの間の事故、故障や、その原因を全て公表し、問題解決が100%できるまでの間は飛行禁止とさせること。
3. 1や2の要求にすら応えられない場合は、日米合同委員会のオスプレイに関する合意（飛行時間や飛行高度、避けなければならない飛行地域、機体の変換に関する合意など）を完全に守らせること。
4. MV-22と同型機CV-22の横田基地配備計画を撤回させること。
5. 事故調査、および原因究明を日本政府が主体的に行うこと。
6. 自衛隊へのオスプレイ購入計画を見直し、取りやめること。

# 3月1日(水)いよいよ結審 勸が空の願いで 傍聴席を満杯に 国側が初めて法廷で陳述します

1月18日、最後の進行協議期日が開催されました。今回の主たる協議事項は、来る3月1日14:00から実施される最後の口頭弁論期日の持ち方と時間です。

期日に先立って、我々原告団では、おおよそ他の基地訴訟では一般的に行われる口頭弁論期日にしようと、多めの時間を意見しました。一方国側はなんと、長時間の期日は不要として、30分で打ち切るよう意見し、さらに期日においても、裁判官から30分は短いと断じられるやいなや、国側でも意見陳述の時間がほしいと

主張してきました。

最終的には、事件を担当する3人の裁判官で合議してもらい、3月1日の期日は、原告側90分、被告側20分を持ち時間とし、遅くとも16:00には終了する(合計2時間)と決まりました。

我々の生の声を裁判所に届ける最後の機会であるとともに、今まで弁護団から説明されるしかなかった国側の主張を国側が直接陳述することを聞ける貴重な機会です。

最後の弁論も傍聴席をすべて原告団で満たして、裁判を最後まで盛り上げましょう。

【弁護団 杉野 公彦】

## 横田基地へのオスプレイ飛来・配備に 反対するよう9市1町へ要請

原告団事務局長 清水 幸一

昨年12月5日(月)、『オスプレイ横田基地配備反対連絡会』は、青梅・あきる野・羽村・福生・武蔵村山・昭島・立川・日野の各市と瑞穂町を訪問して、横田基地へのオスプレイ飛来・配備に反対するように要請を行いました。また八王子市へも12月9日(金)に同様の要請を行いました。

自治体によって、問題意識に違いがありましたが、いずれの自治体も『連絡会』の要請書を受け取り、概ね1時間程度の話も聞いてくれました。

自治体の基地問題担当者が入れ替わることが多いのですが、その都度の申し送りが十分ではないために、「基地問題の深刻さが理解できていないのでは？」との感想が、各自治体を訪問した参加者から出されました。

その後ご承知のように、沖縄県の海岸にオスプレイが墜落する事故がありました。空中給油という、オスプレイにとって必要不可欠な作業の最中に起こった事故です。同様の事故が横田でも起きる可能性は十分すぎるほどあります。騒音被害の増加に加えて墜落の危険にもさらされるのでは、私たちはたまったものではありません。周辺自治体が、もっと横田基地にその耳目を向けてもらえるよう、働きかけを続けたいと思います。

### 署名のお願い

福島原発事故の被害者救済を求める集団訴訟が、今年3月、福島の地裁で結審をむかえます。原告団・弁護団は、裁判所に対し福島原発

事故による被害をしっかりと受けとめ、公正な判決を出すよう署名を集めています。一度事故を起こすと取り返しのつかない原発を速やかになくすために、是非ともご協力をお願いします。

### 原告団活動日誌

- 12/7 原告団ニュース第31号発行、発送作業
- 12/9 オスプレイ横田配備反対連絡会として八王子市へ要請訪問
- 12/12 定例事務局会議
- 12/12 オスプレイ配備反対連絡会会議に出席
- 12/13 弁護団会議に出席
- 12/16 12/13のオスプレイ墜落事故に関連しての抗議および要求書を政府と米軍横田基地宛て送付
- 12/21 「沖縄から学び、埼玉の基地を考える」集会において横田基地訴訟の現状報告
- 12/22 第46回原告団会議
- 1/10 定例事務局会議
- 1/12 弁護団会議に出席
- 1/13 公害被害者総行動第1回実行委員会出席
- 1/16 原告団ニュース編集会議
- 1/18 第17回口頭弁論
- 1/19 第47回原告団会議
- 1/21 「オスプレイ横田配備・飛来反対」署名・宣伝行動(立川 曙橋交差点)